

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

新型コロナウイルス対策に関する提言
《第11弾》

令和4年10月24日



代表 馬場 伸幸



新型コロナウイルス対策に関する提言

《第 11 弾》

令和 4 年 10 月 24 日

【1】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いについて（5 類感染症への移行）

- 令和 4 年 1 月 13 日に我々が厚生労働大臣に提出した「新型コロナウイルス対策に関する提言《第 10 弾》」の中で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5 類感染症」あるいは「5 類感染症相当」へ変更することを提言していた。今回も同じ内容の提言を行う。今冬に「新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等感染症）」と「季節性インフルエンザ（5 類感染症）」の同時流行が予想される中、この両者の感染症法上の扱いが異なっていることが、国民の混乱に拍車をかけることにつながる。「新型コロナウイルス感染症」を「季節性インフルエンザ」と同じ「5 類感染症」あるいは「5 類感染症相当」に位置づけることが、今冬の混乱を防ぐためにも、また中長期的な「ウイズコロナ」下での社会活動にとっても非常に重要な対策である。
- これまでの政府の考え方は「新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株であっても特に高齢者で致死率や重症化率が季節性インフルエンザよりも高く、更なる変異の可能性もあるため、5 類感染症に位置づけることはできない」というものである。しかしながら、多くの自治体で、新型コロナウイルスの感染者が死亡すれば、新型コロナウイルスとは別の死因で死亡したとしても、

新型コロナ死亡者数にカウントされている現状から考えると、「致死率が季節性インフルエンザよりも高い」という説明には客観性がない。新型コロナウイルスの病毒性について、正確に評価できるためのデータ収集方法や指標を確立すべきである。

- そのうえで、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症から外し、5 類感染症に位置づける等、感染症法上の扱いをどうするのかを議論・検討する場を公式に設定すべきである。
- 日本維新の会が現在の新型コロナウイルス感染症を 5 類感染症に位置づけるべきであると主張する理由は、現在の新型コロナウイルス感染症はかかりつけ医を中心とした「地域包括ケアシステム」の中で扱うべき疾患と考えているからである。単に 5 類感染症に位置づけるだけでなく、あるべき日本の医療提供体制の構築に向けての議論を進める必要があり、具体的には、新型コロナウイルス感染症流行期における「かかりつけ医の役割」や「医師の応召義務のあり方」、「保健所を中心とした管理体制の見直し」、「新型コロナ患者の健康観察を行う主体のあり方」等、「ウィズコロナ」下におけるあるべき「地域包括ケアシステム」について議論を進めるべきである。

【2】マスク着用に対する考え方の整理と国民への周知について

- 2022年4月、フロリダ州連邦地方裁判所はCDC（アメリカ疾病予防管理センター）が策定した公共交通機関でのマスク着用義務の延長を無効とする判決を表明した。裁判所の指摘は「CDCはマスク着用義務の延長にあたり、市民に対し十分な説明を行っていない。また法的な観点からもCDCの一方的な方針は権限を越えていると判断し、マスク着用の延長は認められない」というものであった。これに伴い、米国内の航空会社において、マスク着用義務の指針変更が行われた。米国と日本との間では、マスク着用をめぐる法的な位置づけの違いがあるにせよ、日本の公共交通機関等において、それぞれの企業等が独自の判断で、マスク着用の基準運用を行っていることが、国民がいつまでもマスクを外せない一因になっていることは否めない。また日本国内でなかなかマスクを外せていない光景が続いている現状は、落ち込んだインバウンド復興において足かせになること、子どもの成長にとって悪影響があること等、デメリットも多い。ポストコロナの経済復興・需要喚起の機運醸成や教育的観点からも、今一度、関係省庁とも連携して、可能な限り多くの場面で、国民がマスクを外せる環境作りを進めるべきである。
- 日本国内におけるマスク着用については、どのような場面でのマスク着用に意義があったのかという科学的な検証結果が、ほとんど国民に知らされていない。こういった検証を厚生労働省の責任で行い、その検証結果を国民に分かりやすく伝え、そしてマスクを外せる基準作りを行うべきである。

【3】 ワクチン接種の今後のあり方について

- 新型コロナウイルスのオミクロン株のうち、現在の感染の主流になっている「BA. 5」に対応するワクチンの接種がスタートしているが、「臨時接種の特例」という予防接種法上の扱いは以前と変わらないものとなっている。現在の新型コロナウイルスのオミクロン株の特性なども考慮した場合、この位置づけのままにしておくかどうかの議論を行うべきである。特に、新型コロナワクチンの「感染予防効果」についてはエビデンスがまだまだ脆弱であるといわざるをえない。そして新型コロナワクチンの「重症化予防効果」に期待するのであれば、若年世代や子どもたちに「努力義務」を課す必要が本当にあるのか、疑問である。今後、季節性インフルエンザワクチン同様、たとえば65歳以上への定期接種化、それ未満の年代への任意接種化を目指す議論を早急に行うべきである。
- 新型コロナワクチン接種後長期にわたって続く副反応（いわゆる後遺症）に悩む方から「相談窓口や診断・治療に寄り添ってくれる医療機関が少ない」という国民の声は多い。新型コロナワクチン接種後の様々な後遺症の実態把握が可能となるシステムを国として構築することを求めたい。あわせて後遺症の発生機序や治療方法などの研究を国が責任を持って進めるべきである。